



島根県報

平成28年3月29日（火）

第2,788号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定	(総 務 課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
種畜証明書の書換交付の通報	(畜 産 課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農 村 整 備 課)	2
保安林予定森林（3件）	(森 林 整 備 課)	3
保安林の指定の解除（3件）	(")	5
車両制限令の規定による道路の指定（2件）	(道 路 維 持 課)	6
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	(都 市 計 画 課)	6
都市計画事業変更の認可	(下 水 道 推 進 課)	7

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	(商 工 政 策 課)	7
都市計画変更の図書の縦覧（3件）	(都 市 計 画 課)	9

【雑 報】

公営住宅法の規定による安来市公営住宅及び共同施設の管理の実施	(建 築 住 宅 課)	9
公営住宅法の規定による江津市営住宅及び共同施設の管理の実施	(")	10
公営住宅法の規定による隠岐の島町公営住宅及び共同施設の管理の実施	(")	11

【正 誤】

平成27年3月20日付け島根県報号外第45号中	(道 路 維 持 課)	12
昭和39年3月31日付け島根県報第841号中	(人 事 委 員 会)	13

告 示**島根県告示第218号**

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年度の監査報告書から適用する。

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定（昭和53年島根県告示第814号）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成28年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

島根県告示第219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会医療法人 仁寿会	通所介護	デイサービスセンター	大田市長久町長久ハ24-2	平成28年 3 月 28 日
	介護予防通所介護	ながひさ		

島根県告示第220号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をした旨の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定による通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
11478451479	吉聖2682（全和15子受卵鳥黒7196）	肉用牛 黒毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更

島根県告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

二本松土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

真野 明夫 隠岐郡隠岐の島町原田624番地
大西 修一 隠岐郡隠岐の島町原田1357番地 2
斎藤 薫 隠岐郡隠岐の島町原田1701番地 1
櫻井 實信 隠岐郡隠岐の島町原田1419番地 2
高宮 達明 隠岐郡隠岐の島町原田435番地
吉田 秀雄 隠岐郡隠岐の島町原田179番地 1
坂本 誠 隠岐郡隠岐の島町上西椎並崎の一34番地
吉田 稔 隠岐郡隠岐の島町原田1383番地

監事

山下 康弘 隠岐郡隠岐の島町原田1492番地16
村上 和廣 隠岐郡隠岐の島町原田434番地第 1 地

2 就任年月日

平成27年 4 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

真野 明夫 隠岐郡隠岐の島町原田624番地
櫻井 實信 隠岐郡隠岐の島町原田1419番地 2
吉田 秀雄 隠岐郡隠岐の島町原田179番地 1
坂本 誠 隠岐郡隠岐の島町上西椎並崎の一34番地
大西 修一 隠岐郡隠岐の島町原田1357番地 2
吉田 稔 隠岐郡隠岐の島町原田1383番地
高宮 達明 隠岐郡隠岐の島町原田435番地

監事

斎藤 薫 隠岐郡隠岐の島町原田1701番地 1
安部 常夫 隠岐郡隠岐の島町原田1458番地

島根県告示第222号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町江尾564-11から564-13まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

桜江町江尾564-11（次の図に示す部分に限る。）、564-12、564-13（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第223号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町蔵田南肥2312－2、2313、2321、2322、2345、畑奥2351、2351続1、2354、2389

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第224号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町蔵田畑奥2392、蔵田2588

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第225号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市佐田町吉野568-3、568-4、569-2、569-3、570-2、570-3、636-6、637-8、673-3、674-2、685-2、685-4、686-2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町奥田原2308-2、2308-3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第227号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町都万南谷826-3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第228号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成28年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	184号	出雲市斐川町併川486番1地先から同市渡橋町1250番地先まで
県 道	出雲大社線	出雲市高松町772番1地先から同市渡橋町765番1地先まで

2 指定期日

平成28年 4月 1日

島根県告示第229号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成28年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	184号	出雲市斐川町併川486番1地先から同市渡橋町1250番地先まで
県 道	出雲大社線	出雲市高松町772番1地先から同市渡橋町765番1地先まで
〃	東出雲馬潟港線	松江市東出雲町出雲郷718番4地先から同市八幡町795番5地先まで

2 指定期日

平成28年 4月 1日

島根県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市殿町、末次本町、母衣町、米子町、南田町、東本町一丁目、東本町二丁目、東本町三丁目、東本町四丁目、東本町五丁目、向島町、末次町、片原町、内中原町、外中原町、学園南一丁目、和多見町及び伊勢宮町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

出雲市灘分町、大社町杵築西、大社町北荒木、大社町中荒木、大社町修理免及び大社町菱根

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 施行者の名称

吉賀町

2 都市計画事業の種類及び名称

六日市都市計画下水道事業

吉賀町公共下水道

3 事業施行期間

平成9年11月4日から平成28年12月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

公**告**

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
9月30日から10月28日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
6月1日から9月2日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検査 期 日	検査 時 間	検査 場 所
安来市	5月10日	10時から15時まで	安来市役所
	5月11日	10時から15時30分まで	
	5月12日	10時から14時まで	
	5月13日	10時から15時30分まで	
	5月16日	10時から14時30分まで	
	5月17日及び5月18日	10時から15時30分まで	
奥出雲町	5月23日及び5月24日	10時30分から15時30分まで	奥出雲町役場
	5月25日	11時から15時まで	
	5月26日	10時30分から15時30分まで	
浜田市	5月30日	13時30分から16時まで	浜田市役所
	5月31日及び6月1日	10時から16時まで	
	6月2日	10時から12時まで	
	6月7日	9時30分から15時30分まで	
	6月8日	10時から15時30分まで	
	6月9日	9時30分から12時まで	
	6月27日	13時から15時まで	
	6月28日	10時から15時30分まで	
	6月29日	10時から15時まで	
	6月30日	10時から12時まで	
	7月4日	13時30分から16時まで	
	7月5日	10時から15時30分まで	
	7月6日及び7月7日	10時から16時まで	
	7月8日	10時から12時まで	
飯南町	6月15日及び6月16日	10時30分から15時まで	飯南町役場
邑南町	7月12日	13時30分から16時まで	邑南町役場
	7月13日	9時30分から16時まで	
	7月14日	9時30分から16時30分まで	
	7月15日	9時30分から15時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）公園

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画道路

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

雑

報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、安来市に代わって公営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成28年 3 月29日

島根県住宅供給公社理事長 松 本 功

1 安来市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 安来市に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

公営住宅白井団地外15団地及び共同施設

3 安来市に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 安来市公営住宅条例（平成16年条例第201号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続きに関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	修繕費用の負担に関する事務
第25条	公営住宅使用休止届に関する事務
第27条	公営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	公営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項から第3項まで	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	公営住宅の退去手続きに関する事務
第42条	公営住宅の明渡し請求に関する事務
第55条	公営住宅監理員及び公営住宅管理人に関する事務
第56条	立入検査に関する事務

(2) 安来市公営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 安来市公営住宅の家賃の納付指導に関する事務

(4) 安来市公営住宅駐車場の管理に関する事務

4 安来市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、江津市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成28年3月29日

島根県住宅供給公社理事長 松 本 功

1 江津市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 江津市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称

市営江津中央団地外21団地及び共同施設

3 江津市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 江津市営住宅管理条例（平成9年江津市条例第31号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手續に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅使用休止の届出に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項及び第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第36条第1項	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去の検査に関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第56条	市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務
第57条	立入検査に関する事務

(2) 江津市営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納に関する事務

(3) 江津市営住宅の家賃及び駐車場使用料の納付指導に関する事務

(4) 江津市営住宅の駐車場の管理に関する事務

4 江津市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、隠岐の島町に代わって公営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成28年3月29日

1 隠岐の島町に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 隠岐の島町に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

隠岐の島町公営住宅要木団地外22団地及び共同施設

3 隠岐の島町に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 隠岐の島町公営住宅管理条例（平成16年隠岐の島町条例第193号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	住宅入居の手続きに関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	修繕費用の負担に関する事務
第25条	公営住宅休止届に関する事務
第27条	公営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	公営住宅の様様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項から第3項まで	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	公営住宅の退去手続きに関する事務
第42条	公営住宅の明渡し請求に関する事務
第55条	公営住宅監理員及び公営住宅管理人に関する事務
第56条	立入検査に関する事務

(2) 隠岐の島町公営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 隠岐の島町公営住宅の家賃の納付指導に関する事務

4 隠岐の島町に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間

正 誤

平成27年3月20日付け島根県報号外第45号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第222		

号の表中	39.20～ 54.50	42.20	19.60～ 27.30	21.10
	53.00～ 86.60	42.20	26.50～ 43.0	21.10

昭和39年3月31日付け島根県報第841号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

二 十 二	ペ ー ジ
上	段
始 め か ら 十 四	行
第 三 十 七 条 の 次 に	誤
第 八 章 中 同 条 の 前 に	正